

京都市告示第 13 号

平成26年4月1日京都市告示第31号の一部を、河川法第16条の3第2項の規定により、次のように改めます。

平成30年4月2日

京都市長 門川大作

第1項「河川の名称及び区間」、第2項「河川工事の内容」及び第3項「河川工事の期間」を次のとおり改めます。

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		延長
事業名	河川名	上流端	下流端	
都市基盤河川改修事業	東高瀬川	京都市伏見区深草下川原町22番地の11地先	高橋(国道24号)下流(京都市伏見区深草下川原町56番地地先)	560m

2 河川工事の内容

護岸改修工事 L = 560m

3 河川工事の期間

平成26年4月1日から平成46年3月31日まで

参考

平成26年4月1日京都市告示第31号

1 河川の名称及び区間

名 称		区 間		延長
事業名	河川名	上流端	下流端	
都市基盤河川 改修事業東高 瀬川	東高瀬川	高瀬稻荷橋上流 (京都市伏見区深 草下川原町1番地 の5地先)	高橋(国道24号)下 流(京都市伏見区深 草下川原町56番地 地先)	600m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成26年4月1日から平成36年3月31日まで

(建設局土木管理部河川整備課)